

鎌倉市介護保険住宅改修受領委任払い制度 登録事業者リスト

介護保険住宅改修で受領委任払い制度を利用する場合は、登録事業者に施工を依頼してください。
なお、償還払いは登録事業者でなくても施工ができます。

【住宅改修の手順】

ケアマネジャーや地域包括支援センターに相談⇒現場確認（利用者の身体状況・居宅の構造等）⇒理由書作成（ケアマネジャー、福祉住環境コーディネーター等）⇒施工予定業者を加え改修内容を確認⇒見積書作成（施工業者）⇒事前申請書提出（理由書・見積書・平面図・改修前の写真（日付入））⇒市から着工承認通知送付

※ 複数の事業者から見積りを取り、比較することをお勧めします。

着工⇒施工業者への支払い（償還払いは全額、受領委任払いは給付対象額の1～3割分）⇒支給申請書提出（改修後の写真（日付入）・領収書・受領委任払いでは受領委任状）⇒保険給付額の支払い（受領委任払いは施工業者宛）